

3歳未満の子を養育している場合の平均給与 月額の特例（養育特例）について

3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員（被保険者）又は組合員（被保険者）であった者からの申出により、当該子を養育する期間中の標準報酬月額が当該子の養育を開始した月の前月（以下「基準月」という。）の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回ったときは、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用することとなります。これを養育特例といいます。

1 養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日※₁の属する月から、次の①～⑦のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの期間となります。

- ① 養育している子が3歳に達したとき
- ② 組合員が死亡したとき又は退職したとき
- ③ 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することになったとき
- ④ 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業（掛金免除）を開始したとき
- ⑦ 被保険者が70歳に到達したとき※₂

※1 養育することとなった日は、子が出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等です。

2 申出書及び届出書の提出契機

養育特例の適用を受ける場合には申出書を、養育特例の適用が終了した場合には届書を組合に提出する必要があります。それぞれの提出契機は、次のとおりです。

（1） 養育することとなった場合

- ① 3歳に満たない子を養育することとなったとき
- ② 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員資格を取得したとき
- ③ 育児休業等（掛金免除）が終了した日の属する月の初日が到来したとき
- ④ 産前産後休業（掛金免除）が終了した日の属する月の初日が到来したとき
- ⑤ 養育特例を受ける子以外の子に係る養育特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき

（2） 養育しないこととなった場合

- ① 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することになったとき
- ② 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
- ③ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき
- ④ 産前産後休業（掛金免除）を開始したとき

※ 養育している子が3歳に達したとき、組合員が死亡したとき又は退職したとき及

び被保険者が70歳に到達したときは、届出書の提出は不要です。

3 添付書類

(1) 養育することとなった場合。

(ア) 世帯全員の住民票

(イ) 子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることのできる市町村長の証明書又は戸籍謄本

(ウ) 子を養育することとなった年月日を証明する書類

(イ)(ウ)については、(ア)で明らかにすることができない場合のみ必要

4 その他留意事項

① 子を扶養に入れていること条件はありません。

② 父母どちらにも適用することが可能です。

③ 2年間は遡及することが可能です。

④ 現に標準報酬が下がっていても、申出をすることは可能です。

④ 同居が条件ですので、単身赴任等で別居の場合は該当しません。

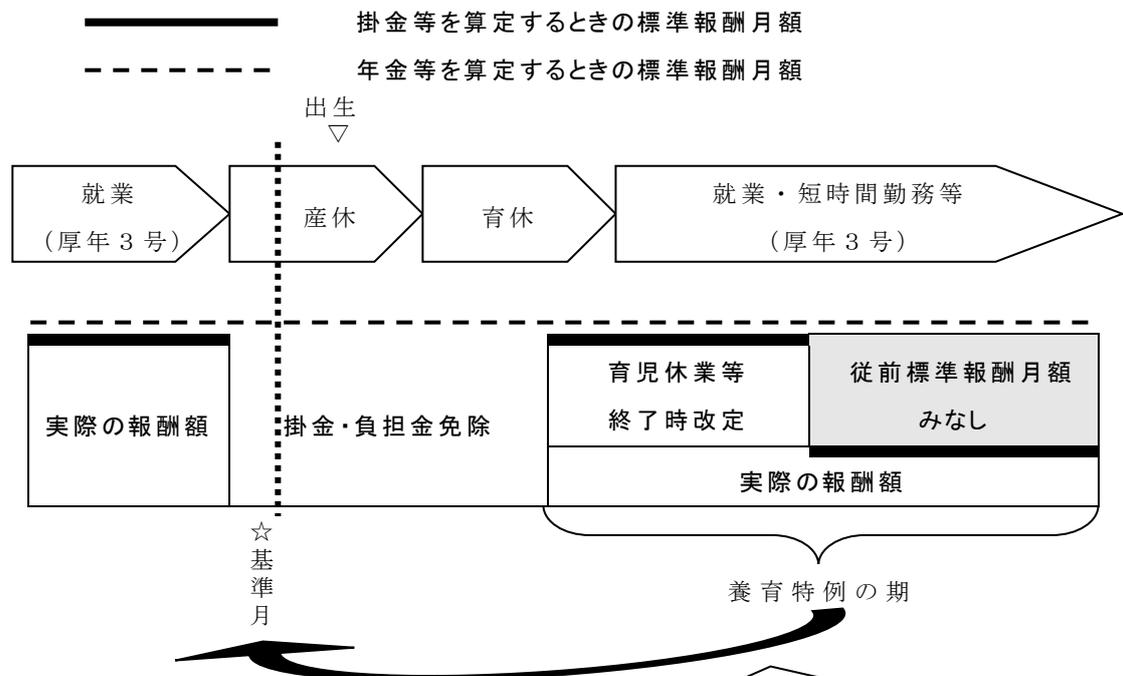
⑤ 平成27年9月以前から3歳未満の子を養育している組合員で、平成27年10月以降の標準報酬月額が、従前標準報酬月額を下回る場合、組合員からの申出により、養育特例に該当します。

⑥ 養育特例終了時に給料記録の訂正を行います。

- ・ 標準報酬月額等を記載した「ねんきん定期便」を組合員の誕生月に発送しますので、養育特例終了後の「ねんきん定期便」で従前標準報酬月額が適用されていることを確認してください。

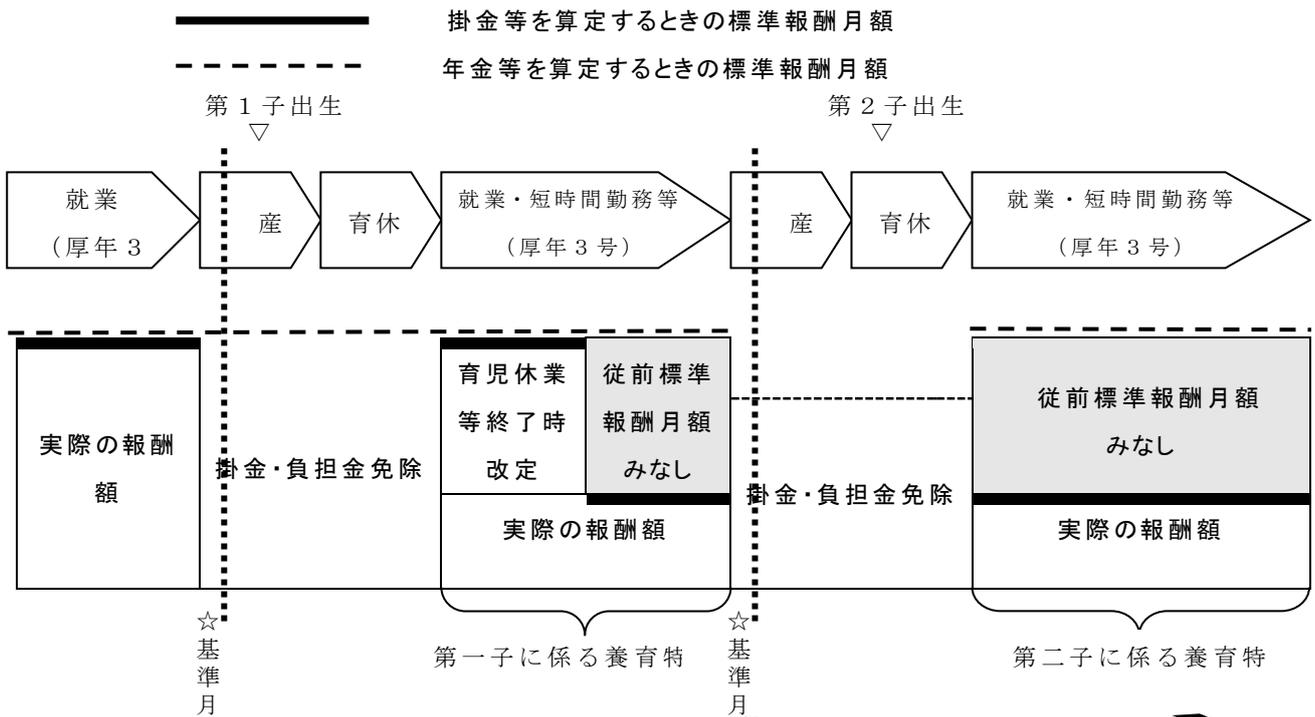
1. 具体的な事例

(1) 3歳に満たない子が1人の場合



短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前日(基準月)の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が年金額の算定上、

(2) 3歳に満たない子が複数いる場合



第2子に係る産前産後休業開始によって、第1子に係る養育特例の終了がなかったとしたならば、第2子の基準月において、第1子の従前標準報酬月額がみなされる場合、当該額を第2子の従前標準報酬月額に引き継ぎます。

該当となったら
 どうすれば
 よろしいでござるか？



「申出書」の提出
 が必要になるの！
 くわしくは、共済組合
 に問い合わせせてね！



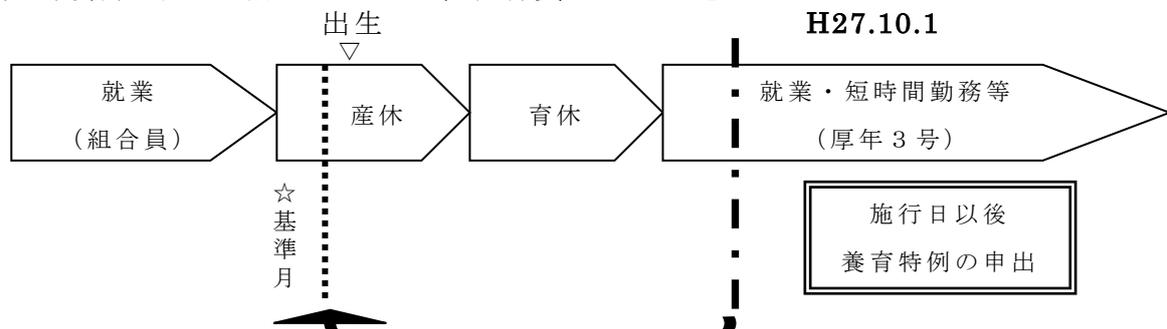
2. 施行時の取扱い

平成27年9月30日以前に養育特例の要件に該当している場合は、平成27年10月1日から養育特例を適用することとなります。

この場合、従前標準報酬月額については、一元化法附則第8条により標準報酬月額とみなされた養育開始前の前月（当該月において組合員でないときは、当該月前1年以内における組合員であった月のうちの直近の月）の掛金の標準となった給料月額に手当率（一般職：1.25、特別職：1）を乗じて得た額を標準報酬等級表に当てはめた額とします。

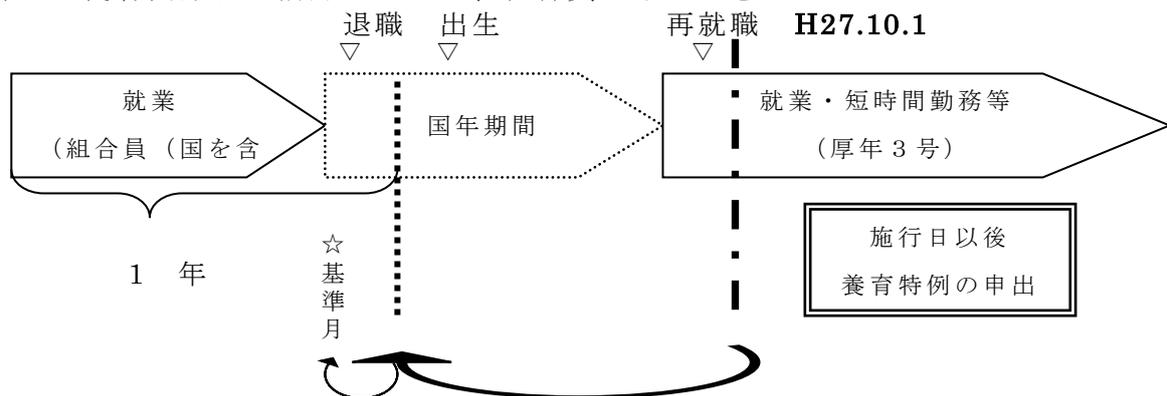
なお、養育特例の適用を受けるためには、申出書を提出する必要があります。

(1) 養育開始日の前月において、組合員であるとき



養育開始日の前月の掛金の標準となった給料月額に手当率を乗じて得た額を標準報酬等級表に当てはめた額が従前標準月額となります。

(2) 養育開始日の前月において、組合員でないとき



養育開始日の前日において組合員でないため、当該月前1年以内における組合員であった月の直近の掛金の標準となった給料月額に手当率を乗じて得た額（国の組合員であった者にあつては、国共済における標準報酬月額）を標準報酬等級表に当てはめた額が従前標準報酬月額となります。